

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第22号

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 児童福祉法施行細則(昭和31年岩手県規則第84号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後		
1	<p>(費用の支払命令等)</p> <p>第24条 保健所長は、法第56条第5項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、法第21条の5に規定する措置に要する費用について、<u>別表第4</u>に定める額を限度とする額を支払うべき旨を命じなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1(第23条関係)</p> <p>徴収額(本人又は扶養義務者)</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1～5 [略]</p> <p>6 児童の属する世帯の階層区分がBの階層と認定された世帯であっても、次の各号のいずれかに該当する場合においては、<u>0円</u>をもってこの表に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 在宅の障害者(社会福祉施設に措置された者、法第24条の2第1項の障害児入所給付費(以下「障害児入所給付費」という。)を支給する旨の決定の対象となる障害児、<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第6条に規定する自立支援給付の受給者(同法第5条第6項、第7項及び第13項から第15項までに規定するサービスに限る。)又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)がいる世帯のうち、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害者療育手帳交付規則(昭和49年岩手県規則第57号)に定める療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象となっている障害児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障</p>	[略]	<p>(費用の支払命令等)</p> <p>第24条 保健所長は、法第56条第5項の規定に基づき、本人又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、法第21条の5に規定する措置に要する費用について、<u>別表第3</u>に定める額を限度とする額を支払うべき旨を命じなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第1(第23条関係)</p> <p>徴収額(本人又は扶養義務者)</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1～5 [略]</p> <p>6 児童の属する世帯の階層区分がBの階層と認定された世帯であっても、次の各号のいずれかに該当する場合においては、<u>壱</u>をもってこの表に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 在宅の障害者(社会福祉施設に措置された者、法第24条の2第1項の障害児入所給付費(以下「障害児入所給付費」という。)を支給する旨の決定の対象となる障害児、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第6条に規定する自立支援給付の受給者(同法第5条第6項、第7項及び第13項から第15項までに規定するサービスに限る。)又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)がいる世帯のうち、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害者療育手帳交付規則(昭和49年岩手県規則第57号)に定める療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象となっている障害児、国民年金法(昭</p>	[略]
[略]				
[略]				

	<p>害基礎年金等の受給者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯</p> <p>(4) [略]</p> <p>7～10 [略]</p>	<p>和34年法律第141号) に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯</p> <p>(4) [略]</p> <p>7～10 [略]</p>
2	<p>別表第1（第23条関係）</p> <p>徴収額（本人又は扶養義務者）</p> <p>[略]</p> <p>備考1～5 [略]</p> <p>6 児童の属する世帯の階層区分がBの階層と認定された世帯であっても、次の各号のいずれかに該当する場合においては、零をもってこの表に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 在宅の障害者（社会福祉施設に措置された者、法第24条の2第1項の障害児入所給付費（以下「障害児入所給付費」という。）を支給する旨の決定の対象となる障害児、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第13項から第15項までに規定するサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）がいる世帯のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）に定める療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象となっている障害児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯</p> <p>(4) [略]</p> <p>7～10 [略]</p>	<p>別表第1（第23条関係）</p> <p>徴収額（本人又は扶養義務者）</p> <p>[略]</p> <p>備考1～5 [略]</p> <p>6 児童の属する世帯の階層区分がBの階層と認定された世帯であっても、次の各号のいずれかに該当する場合においては、零をもってこの表に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 在宅の障害者（社会福祉施設に措置された者、法第24条の2第1項の障害児入所給付費（以下「障害児入所給付費」という。）を支給する旨の決定の対象となる障害児、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までに規定するサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）がいる世帯のうち、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）に定める療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象となっている障害児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯</p> <p>(4) [略]</p> <p>7～10 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

(療育センター条例施行規則の一部改正)

第2条 療育センター条例施行規則（昭和51年岩手県規則第60号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(児童発達支援事業及び生活介護事業)</p> <p>第7条 センターにおいては、主として児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児を対象として同法第21条の5の2第1号に規定する児童発達支援を行う事業（以下「児童発達支援事業」という。）及び<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業のうち同条第7項に規定する生活介護を行う事業（以下「生活介護事業」という。）を行うものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(児童発達支援事業及び生活介護事業)</p> <p>第7条 センターにおいては、主として児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児を対象として同法第21条の5の2第1号に規定する児童発達支援を行う事業（以下「児童発達支援事業」という。）及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業のうち同条第7項に規定する生活介護を行う事業（以下「生活介護事業」という。）を行うものとする。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第3条 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則（平成5年岩手県規則第75号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="2">社会福祉施設等</th> </tr> <tr> <th>社会福祉士</th> <th>介護福祉士</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>条例第2条第1号カ</td> <td><u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別	社会福祉施設等		社会福祉士	介護福祉士	[略]				条例第2条第1号カ	<u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）	[略]		[略]				<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">種 別</th> <th colspan="2">社会福祉施設等</th> </tr> <tr> <th>社会福祉士</th> <th>介護福祉士</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>条例第2条第1号カ</td> <td><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別	社会福祉施設等		社会福祉士	介護福祉士	[略]				条例第2条第1号カ	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）	[略]		[略]			
区 分			種 別	社会福祉施設等																																	
	社会福祉士	介護福祉士																																			
[略]																																					
条例第2条第1号カ	<u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）	[略]																																			
[略]																																					
区 分	種 別	社会福祉施設等																																			
		社会福祉士	介護福祉士																																		
[略]																																					
条例第2条第1号カ	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）	[略]																																			
[略]																																					
備考 改正部分は、下線の部分である。																																					

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中表2の項の改正部分は、平成26年4月1日から施行する。